

経済学部情報環境の利用と運用に関する取扱要項

(目的)

第1条 この取扱要項は、経済学部情報環境の利用と運用を円滑に行うために、必要な事項を定めるものである。

(経済学部情報環境)

第2条 前条に定める経済学部情報環境（以下「学部情報環境」という。）とは、研究・教育用に設置される経済学部所管のソフトウェアを含むコンピュータ関連機器、LANとその端末及び中央大学キャンパス総合ネットワークの学内サブネットとしてのシステムの総体をいう。

(責任体制)

第3条 略

(学部情報環境に関する業務)

第4条 略

(運営組織)

第5条 略

第6条 略

2 前項に定めるものの他に、委員会が審議し、経済学部事務長が指示する業務。

(学部情報環境利用上の遵守事項)

第7条 学部情報環境を利用する者は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

一 一般的遵守事項

- ア 学部情報環境の利用に際しては、市民社会及び大学生活で一般に要求される倫理的及び法的な規範を遵守しなければならない。
- イ 経済学部における研究・教育及び事務処理以外の目的で学部情報環境を利用してはならない。
- ウ プログラムその他のコンピュータ・ソフトウェアが知的財産権によって保護されていることを認識し、その取扱に際しては、常に慎重に配慮しなければならない。
- エ 個人情報の保護に常に留意し、他人のプライバシーを侵害しないようにしなければならない。

二 目的外利用の禁止に関する事項

- ア 営利を目的として、学部情報環境を利用してはならない。
- イ 学部情報環境上において、他を誹謗中傷する内容のファイル等を作成又は送信してはならない。
- ウ 学部情報環境上において、大学人としての品位を欠くような内容のファイル等を作成又は送受信してはならない。

三 知的財産権の保護に関する遵守事項

- ア 学部情報環境の利用に際して、知的財産権によって保護されているプログラムその他のソフトウェアを、使用許諾権の範囲を超えて複製、修正又は配布してはならな

い。又そのようなことを試みてはならない。

イ 前アに定める行為を助長する手段を、他人に提供してはならない。

四 セキュリティに関する遵守事項

ア 他人の登録番号及びパスワードを不正に入手、所有又は使用してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

イ 自己の登録番号及びパスワードを不正に他人に提供し又は利用させてはならない。

ウ 正当な権限なしに、他人及びシステム内部のデータその他の情報を入手してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

エ 正当な権限なしに、データその他の情報を閲覧、修正、配布又は複製してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

オ 前ウ、エの行為を助長する手段を、他人に提供してはならない。

五 システムの機能維持に関する遵守事項

ア 正当な権限なしに、学部情報環境に関わる設置機器の配線及び周辺機器の接続構成を変更してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

イ 正当な権限なしに、学部情報環境のソフトウェアの構成を変更してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

ウ 学部情報環境の正常な機能を損なう可能性のあるソフトウェアを導入してはならない。又そのようなことを試みてはならない。

エ 学部情報環境上に、システムの正常な機能を損なう可能性のある数量のファイル等を送受信してはならない。

六 異常事態の報告

ア 利用者は、当該施設において技術的又は倫理的に異常な事態が生じたときには、直ちに適切な措置を講じるとともに、委員会にその事情を報告しなければならない。

イ 委員会は、学部情報環境の利用上、技術的又は倫理的に異常な事態が生じたときには、必要に応じて関係者に報告を求め、適切な措置を講じるよう指示する。

(利用の取消及び一時停止)

第8条 委員会は、学部情報環境の利用者が、前条に定める利用上の遵守事項を守らなかったときは、その利用の取消又は一時停止をさせることができる。

(運用の細目)

第9条 この取扱要項の運用について必要な細目は、別に定める。

(事務の所管)

第10条 略

附則 この取扱要項は、2002年6月5日から施行する。

経済学部情報環境の運用基準

(目的)

- 第1条 この運用基準は、経済学部情報環境（以下「学部情報環境」という。）の利用について、経済学部情報環境の利用と運用に関する取扱要項（以下「取扱要項」という。）第9条に基づき、必要な事項を定めるものである。

(利用資格)

- 第2条 学部情報環境を利用できる者は、次の各号に定める者とする。
- 一 原則として、経済学部の専任教員、非常勤講師、経済学部事務室職員及び経済学部学生とする。
 - 二 前号に定める経済学部学生は、原則として、講習会の受講等の所定の手続きを経た、個人登録をした者とする。
 - 三 第一号及び第二号に定める者以外については、経済学部情報環境委員会(以下「委員会」という)の承認を必要とする。

(利用形態)

- 第3条 学部情報環境の利用は、次の各号に定めるものとする。
- 一 講義・ゼミなど授業の利用を優先する。
 - 二 前号に支障のない範囲において、個人の利用を認める。
 - 三 利用できる期間は、授業期間中とするが、必要に応じてその都度、委員会が検討する。

(ワークステーション室の利用手続)

- 第4条 ワークステーション室の利用手続きは、次の各号に定めるものとする。
- 一 授業で利用する場合
 - ア 授業担当教員は、利用の予約を利用日の少なくとも2週間前に届け出ることを原則とする。ただし、授業開始時間から30分を経過しても、使用の確認の届け出がない場合は、予約を取り消したものとみなす。
 - イ 授業担当教員は、学部情報環境の利用にあたっては、取扱要項の第7条に定める利用上の遵守事項を学生に遵守させる責任を負う。
 - 二 学生の個人利用の場合
利用機器に空きがあり、かつ授業その他の利用に支障のない範囲で、学生の個人利用を認める。

(授業用貸出ノートパソコンの利用手続)

- 第5条 授業用貸出ノートパソコンの利用手続きは、前条の定めに基づき、細目については、別に定める。

(利用の特例)

- 第6条 第4条から第5条に定める利用形態以外の利用については、所定の申請書により申請するものとする。

(機器等購入申請)

- 第7条 授業等での利用に当たって必要な機器、ソフトの購入等は、所定の申請書により、委員

会に申請し、委員会の承認を求めなければならない。

(事務の所管)

第8条 略

附則 この基準は、2019年4月1日から施行する。

《経済学部のコピュータ施設を利用する学生諸君へ》

施設利用 10 カ条を理解して、実践してください！

コンピュータ施設は皆さんの学習を充実させるために不可欠な資源であることをご理解ください。つきましては、下記の 10 カ条に留意して勉学に励んでください！

なお、コンピュータ施設とは、WS1、WS2、WS3 の 3 教室に設置されたすべてのソフトウェア、コンピュータ本体、各種の入出力機器（モニター、プリンター、マウス、CD-ROM、増設ハードディスク）及び各種接続ケーブルさらに室内の机、椅子、ホワイトボードの範囲までを意味します。

- 第 1 条 施設の利用に関しては、本学部での教育および関連分野の自習を深めることを目的とする。
- 第 2 条 利用に際しては、学部の運用規定および大学生活で要求される常識や規則を守る。
- 第 3 条 利用登録を行うとともに、講習会などを積極的に受講し取り扱い方法に習熟する。
- 第 4 条 トラブルが生じた場合は、施設管理者や、担当教員に速やかに連絡するとともに、適切な処置を仰ぐ。
- 第 5 条 データ等個人情報の保護に留意し、他人のプライバシーを守る。
- 第 6 条 システムの変更やソフトウェアのコピーは絶対にしない。
- 第 7 条 いかなる機器も持ち出したり、移動したりしない。
- 第 8 条 いかなる機器も分解、改造、破壊しない。
- 第 9 条 システムの機能を損なうようなソフトウェアをインストールしたり、大量のデータを入力したりしない。
- 第 10 条 電子メール及びウェブページでは公序良俗に反する情報を他の利用者または第三者に絶対に流さないこと。